

## 南部町版

### 余剰新型コロナウイルスワクチン使用方針について

令和3年5月19日

#### 【目的】

南部町の新型コロナウイルスワクチン接種が5月25日に本格稼働することに伴い、接種会場で発生する“余剰ワクチン”の使用方針について、広く公表するものである。

#### 【方針内容】

当町の接種計画では、65歳以上の接種待機者、高齢者施設等の従事者、新型コロナウイルスワクチン担当課職員、医療従事者（保健師、看護師等）及び災害担当者としているが、事実上、余剰ワクチンが判明し、接種まで時間（医師、看護師待機）が限られるため、5月24日から当面の間、下記を対象とする。

なお、下記の優先順位は並列とし、効率性と地理的条件等により決定する。

- ・ 65歳以上の接種待機者
- ・ 高齢者施設等の従事者（施設内で接種してない方）
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種業務従事者※1、町の専門職員（保健師、看護師）及び災害等に従事する町職員等
- ・ 公立小中高等学校、幼稚園、保育園及び学童保育の従事者（教職員等）

#### ※1 [手引き抜粋]

自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。